

建築と住宅の性能評価に関するQ & A

Vol. 3

建築基準法と住宅品質確保法に関する

あなたの素朴な疑問にお答えします。

仲谷 一郎

建築基準法の大改正及び住宅品質確保法の制定を受け、建築物の質が重要視される時代に、一挙に突入することになりました。新しい法律の精神及び活用法についてのご質問に、できるだけわかりやすく、みなさまの視点にたってお答えしていきたいと思えます。普段抱いていらっしゃる疑問・質問を下記までお寄せください。

性能評価副本部長 仲谷一郎

TEL : 03-3664-9216 FAX : 03-5649-3730

e-mail nakaya@jtccm.or.jp

Q8 実際の建築物に使われている防火材料等が建築基準法の要求に適合しているものであることの確認はどのようにしてなされるのでしょうか？

A8 建築基準法上、防火材料等の使用が要求されている部分に使う建築材料もしくは構造方法は、建設大臣が予め定めたもの（告示に例示されているもの）又は、政令に規定する技術基準を満足していることについて、性能評価機関で性能評価を受け、それに基づいて大臣が認定したものでなければなりません。

建築主事は、建築確認をおこなう際に、建築物に使われている建築材料等が、大臣の指定を受けているものか、もしくは大臣認定を取得したものであることを確認することになります。指定されたものであることの確認は、告示に示された例示との照合によっておこなわれます。認定されたものであることの確認も、大臣から発行される認定書に記載されている仕様との照合によっておこなわれます。従って、建築確認を受ける際には、大臣認定書の写しを添付することが省令によって義務づけられています。

大臣認定を受けるためには、まず、各性能評価

機関から性能評価書の発行を受けることとなります。性能評価書には、次の各項目が記載されています。

申請者

建築材料又は構造方法等の名称

性能評価の根拠及び対象条文

評価員の氏名

建築材料又は構造方法等の概要

性能評価の方法

この性能評価書に基づいて、大臣が発行する認定書には、上記の ~ までが記載されます。建築主事は、この情報に基づいて建築確認をおこなうこととなります。もちろん、大臣認定書は他にも設計者の方、ゼネコンの方、施主の方に対する証明書としても使うことができます。

このように、大臣認定を受けたものについては、はっきりとした証明書が存在するわけですが、大臣指定されているものについては、法律に位置づけられた証明書はありません。しかし、当センタ

ーでは、防火材料についての証明事業を実施しております。他の構造方法等についても順次、大臣告示に例示されているものに該当していることの証明事業を開始いたします。詳細については、性

能評価本部の仲谷までお問い合わせ下さい。なお、ホームページ (<http://seino.jtccm.or.jp>) 上でも最新の情報をご案内しておりますので、併せてご覧下さい。

Q9 防火材料及び構造方法等の認定番号に使われている記号は何を意味しているのでしょうか？

A9 従来は、不燃(個)第 号あるいは耐火C 号ないしは甲種防火戸第 号という記号・番号がふられていました。昨年の法改正以降、それ以前の認定品と区別するために、新たな付番方法がふられることとなりました。

新たな認定番号は、構造方法の場合、構造種別を表すコード(2文字)+時間(分単位)+部位を表すコード(2文字)+通算番号(4桁)で構成されています。例えば、荷重を支持する耐火構造

の外壁の場合には、FP120BE-****又はFP060BE-****となります。

材料・設備等の場合には、種別を表すコード(2文字)+通算番号で構成されています。例えば、不燃材料の場合には、NM-****となります。また、特定防火設備の場合には、EA-****となります。

なお、詳細については、ホームページ (<http://seino.jtccm.or.jp>) 上でご覧になれます。

Q10 防火材料及び構造方法等の認定の際につく名前はどのようにして決まるのでしょうか？

A10 従来は、日本建築センターの評定内規等で一般名の付け方のルールが決められていました。この度、これまでの命名法を基に、新たな命名法を導入することが、国土交通省の指導の下に、各指定性能評価機関の協議に基づいて決定されました。新たな命名法の特徴は、材料及び構造方法等の仕様の概略を名前だけから想像できるようになっています。

例えば、基板の上に何かを張り、さらにその上に表面仕上げ材を塗った材料の場合には、系樹脂塗装/ 張/(基板の一般名)となります。また、従来、基材同等材料とされてきた塗料系のもの場合には、塗装/不燃材料(金属板を除く)となります。

また、網入り板ガラスが入ったアルミニウム合

金製の片開き戸の場合には、網入板ガラス入アルミニウム合金製片開き戸となります。

さらに、ロックウールを充填し、繊維混入セメント板を外側に張り、せっこうボードを内側に張った鉄骨下地の外壁の場合、住宅用人工造鉱物繊維断熱材充填/繊維混入セメント板張/せっこうボード裏張/鉄骨下地外壁となります。

個々の構成材料の名称は、できるだけ一般化されている名前を使うことになっており、JIS規格等がある場合にはその名前が尊重されます。このため、ロックウールは住宅用人工造鉱物繊維となります。

今回の決定に伴い、当センターがお受けする性能評価の件名もこの一般名の付け方のルールに従うこととなりましたので、ご承知おき下さい。な

お、詳細については、ホームページ (<http://seino.jtccm.or.jp>) 上でも公開する予定ですが、

それまでは、各性能評価機関の担当者にお問い合わせください。

Q11 宇宙船をホテルないしは展示施設として使う場合、何に気をつけたらよいのでしょうか？

A11 いつでも飛び立てる状態で設置されるのであれば、必ずしも建築物として建築基準法によって要求されている性能を満足していなくてもかまわないかもしれません。しかし、一時的にしる地面上に固定して使われるのであれば、建築基準法上の要求が係ってくることになります。

この際、建築基準法上で予め想定されている構造に合致していない可能性が非常に高いので、まず、建築物全体について構造計算によって安全性を確認する必要があります。

次に、火災安全性については、耐火構造の例示に合致しているか、あるいは大臣認定を受けた構造方法であればよいが、宇宙船に使われている構造方法がこのような条件を満足しているとは考えられないので、耐火設計法及び避難設計法による火災安全性の検証が必要となります。

他に、空調設備、照明設備等に関する規定もありますので、事前に十分検討しておく必要があります。

Q12 エレベーターの扉で、縦穴区画を構成するためにはどうすればよいのでしょうか？

A12 建築基準法では、区画を構成する壁に開口を設ける場合には、遮煙能力を有する防火設備を設けることが要求されています。エレベーターシャフト等の縦穴区画にも当然同じ要求が課せられます。従って、エレベーター扉本体に遮煙及び遮炎能力が無い場合には、エレベータードアの前に、遮煙及び遮炎能力を持つ設備を設置する必要があります。

旧建築基準法の下では、昭和56年建設省告示第1111号による制限の緩和が認められており、一定限度以内であれば、扉の間に隙間があっても防火戸として性能があると見なされていました。しかし、この告示は平成14年5月31日で廃止されることになっています。このため、平成14年5月31日までに着工していない建築物にエレベーターを設置する場合には、十分な注意が必要となります。

具体的な解決方法としては、以下の3つが考えられます。

エレベータードア自身に遮煙及び遮炎の能力を持たせる。

エレベーターホールと他の部分を区画する。

エレベーターシャフトを加圧して、遮炎及び遮煙能力を確保する。

を選ぶのが一番単純で、大臣認定さえ取得しておけば、どのような建築物にも使うことができます。防火設備の性能評価は試験の実施が必須となっています。来年度末頃は、どの性能評価機関も試験のスケジュールが込み合うことが予想されますので、早めに性能評価をお申し込みいただけますようお願い申し上げます。